

9. その他の制度について

7) 成年後見制度

障がいによって判断能力が十分ではない方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する方(成年後見人等)を選任して、法的な権限を与えて、本人の代わりに法律行為を行うことができるようにする制度です。

《対象、手続き》

詳しいことは担当にお問合せ下さい。

【担当】 札幌家庭裁判所 室蘭支部 電話 0143-44-6733